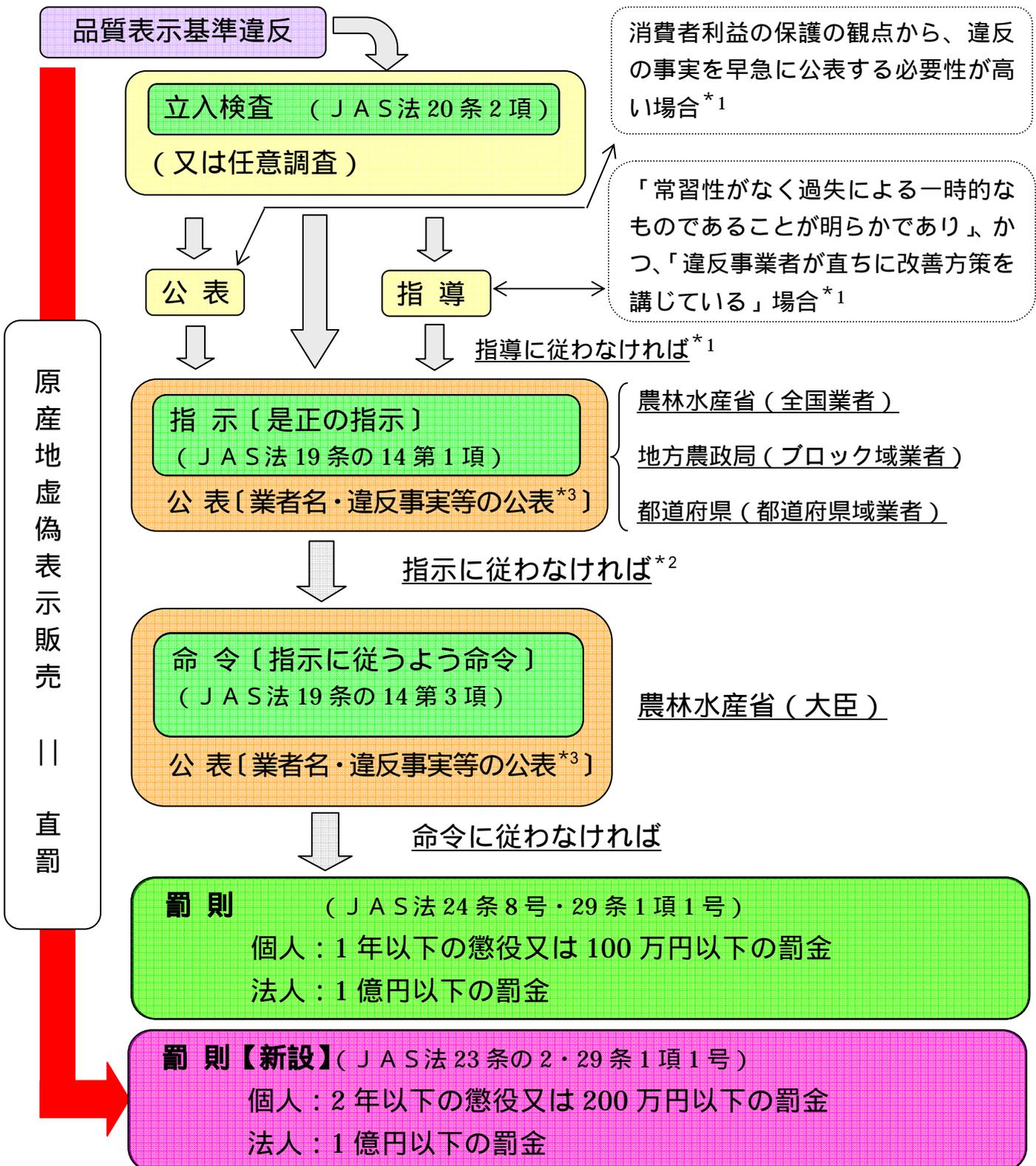


# 品質表示基準違反の場合の罰則までの流れ



\*1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針 (平成21年1月29日)

\*2 平成14年の改正前までは、「指示」に従わなければ「公表」、「公表」後もなお指示に従わなければ「命令」と、現在よりも罰則までの段階が一段階多くなっていた。

\*3 現在、公表は、特に明確な法律上の根拠規定によらずに行われているが、今回の改正によって法律上の根拠規定を設け、公表の義務を明確化する。